

令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会第1回 理事会 議事録

- 1 日時・場所 令和8年6月5日(金) 14:05~15:15
兵庫県学校厚生会館 2階大会議室
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目7-34
- 2 出席者
(前会長 1名) 中田前会長
(代表理事7名) 村田代表理事 柴田代表理事 菅原代表理事 高松代表理事
中島代表理事 細見代表理事 坂本代表理事
(理事 5名) 田畑理事 有坪理事 大力理事 森澤理事 垣尾理事
【欠席2名：篠崎理事 平田理事】
- (その他役員1名) 深澤女性委員
- (幹事役員) 坂口幹事 神屋幹事
- (地区事務局12名)
- | | | |
|-----------|-----|---------|
| 神戸市 | 山崎 | 事務職員 |
| 神戸県民センター | 横山 | 主事 |
| 阪神南県民センター | 岡田 | 課長補佐 |
| 阪神北県民局 | 長谷川 | 班長 |
| | 佐野 | 県政推進事務員 |
| 東播磨県民局 | 花本 | 主事 |
| 北播磨県民局 | 宮崎 | 主事 |
| 中播磨県民センター | 藤田 | 副主任 |
| 西播磨県民局 | 杉本 | 臨時職員 |
| 但馬県民局 | 押田 | 副主任 |
| 丹波県民局 | 池本 | 主事 |
| 淡路県民局 | 大下 | 課長補佐 |
- (県事務局5名)
- | | | |
|----|-------|----------------|
| 越智 | 事務局長 | (スポーツ振興課長) |
| 宮本 | 事務局次長 | (副課長兼スポーツ環境班長) |
| 榎木 | 事務局員 | (競技・生涯スポーツ班長) |
| 寺尾 | 事務局員 | (スポーツ振興専門員) |
| 中村 | 事務局員 | (主任) |

3 開会あいさつ 中田前会長

4 出席者紹介

5 報告事項 令和7年度全県連絡協議会事業報告及び令和7年度収支決算について
【事務局】

○令和7年度事業報告・収支決算について事務局から説明。監査報告を令和7年度監事の代理として、阪神地区の柴田代表理事から報告。

6 役員選出

下記のとおり代表理事会で推挙された役員を紹介

会 長	播磨東地区	菅原	代表理事
副 会 長	神戸地区	村田	代表理事
	中・西播磨地区	高松	代表理事
監 事	阪神地区	柴田	代表理事
	神戸地区	田畑	理事
女性委員長	阪神地区	深澤	女性委員

⇒ 承認

その後、菅原会長から顧問・幹事について下記のとおり推薦。

顧 問	神戸地区	中田	前会長
幹 事	神戸地区	坂口氏	
幹 事	播磨東地区	神屋氏	

⇒ 承認

7 協議事項

(1) 「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会の組織体制について

【事務局】

- 事務局が以前から提案していた、令和8年度からの10地区による地区連絡協議会の組織体制については、現行の7地区での運営を希望する地区が多いことから、令和8年度以降も現行体制で運営することを修正して提案。

⇒ (1)について承認

(2) 令和8年度全県連絡協議会事業計画（案）及び令和8年度収支予算（案）について

【事務局】

- 配付資料に基づき、「令和8年度事業計画」に関して、全県連絡協議会理事会の開催（年3回開催）、全県スポーツサミットの開催、全県スポーツ大会の開催（各地区開催）、女性委員会および研修会、関連事業等（県スポーツ協会含む）について説明した。
- 配付資料に基づき、「令和8年度収支予算（案）」に関して、一般会計については令和7年度決算額を基に計上していることを説明。特別会計について、次年度への繰越金4,975,828円の見込額を説明した。

【高松代表理事】

- 特別会計の繰越金が500万円近くあるが、今後の使用予定はあるのか。

【事務局】

- 特別会計におけるサミット交通費補助については、35万円（7地区×5万円）で予算計上しているが、昨年度は使用実績がなかった。

当初は、各地区で貸切バスをチャーターしてサミットへ参加することを想定していたが、現状では5万円での対応は困難であるため、参加者同士の自家用車の乗り合わせ等による支出を想定している。

また、あわせてサミット参加者に対し、本制度の周知を図っていく。

【高松代表理事】

- 内容については理解したが、あまりに繰越金額が大きい。今後どのように使っていくのか、慎重に協議する必要がある。

【菅原会長】

- 高松代表理事から繰越金の有効活用について意見があったが、今後、解決策について役員の皆様と協議していきたい。

【村田代表理事】

- 各地区5万円の交通費補助についてはどのように使うのか規定はあるのか。

【事務局】

- 細かい規定はない。自家用車で来られた場合に、申し出があれば旅費を支払いする。

【村田代表理事】

- 例えば神戸地区では、電車やバス等の公共交通機関の交通費となるが、支出することは可能か。

【事務局】

- 公共交通機関に係る経費を支出する場合、対象者が多くなることから、各地区連絡協議会においてとりまとめを行っていただければ、事務局で審査のうえ、支出の可否を判断する。

ただし、交通費補助としてどこまで認めるかについては、事務局で判断するものではなく、この場で役員の皆様において協議いただく内容だと考えている。

【柴田代表理事】

- 交通費補助の執行額が0円であるが、申請しても採択されにくい状況にあるのか。また、サミットへの参加を促進するのであれば、県民局を窓口として事務を行うなどの方法を取らなければ、執行額が0円となるのもやむを得ないのではないか。

【菅原代表理事】

- ここで、県民局を窓口として、交通費補助をすることについて協議したいが、いかがか。地区によって会場までの距離や費用が異なるため公平性を確保する観点から協議する必要がある。

【高松代表理事】

- 支払対象者を拡大した場合、とりまとめする神戸市や県民局の担当者が各個人の旅費を清算・支給することについて、事務負担が大きくなるのではないか。事務局としては、その点についてどのように考えているのか。

【柴田代表理事】

- 加えて、サミットは神戸地区での開催を前提としているが、地区ごとの持ち回りで開催することについても検討してもよいのではないか。

【菅原代表理事】

- 各地区で5万円を有効活用する視点で考えればよいのではないか。目的は多くの参加者に来ていただくことであり、会場が遠方のため参加が難しい方もいると考えられる。

サミットの交通費補助について現時点で方向性を決定したいと考えるが事務局と

してはいかがか。

【事務局】

- 車については、自家用車を運転する代表者に対し、県費基準により算定した金額に加え駐車場等の実費を支給する。また、公共交通機関の利用者については実費を支給する方法でいかがか。

【坂本代表理事】

- 一点、ETC 料金の領収書等の証拠書類の取扱いについても、適切に証拠書類を保管するよう留意する必要がある。

【高松代表理事】

- 一番の問題は、煩雑な支払事務について、事務局（各県民局）が対応可能かどうかであるが、いかがか。

【事務局（阪神南県民センター）】

- 支払先の債権者登録等の事務が増加するため、厳しい。

【高松代表理事】

- 役員の旅費であれば対応可能と考えられるが、参加者まで対象を拡大した場合、支給は困難ではないか。このため、別の活用方法を検討した方がよいのではないか。

【菅原会長】

- この場で使用方法を決定するのは厳しい考えられる。今後、理事会等の議題として取り上げ、皆様のご意見を伺いながら、協議していく方向としてはどうか。
また、交通費補助としての旅費は支払可能であるとの認識だが、事務局としていかがか。

【事務局】

- 地区において支給が困難である場合は、事務局で一括して支給することは可能である。ただし、その場合は多額の振込手数料が発生することについて、あらかじめ了承を得ることが前提となる。

【菅原会長】

- サミットの交通費も含め、今年一年かけて協議していくこととし、旅費については参加する SC の会員に対して支給する方向性とするのでいかがか。

⇒ (2)について承認

(3) 令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県スポーツサミット開催要項（案）について

【事務局】

- 内容は、総合型スポーツクラブの代表者や会員、市町スポーツ主管課担当者を対象に、ガバナンスやコンプライアンス、賠償責任等について考える機会とし、人口減少や少子高齢化を踏まえた持続可能で信頼されるクラブづくりを目指すものである。

また、SC21 と親和性のあるスポーツ関係者等の一般参加者も広く募集し、幅広い交流の機会となるサミットとしたい。

【菅原会長】

- 合田弁護士はスポーツを専門とする方であり、昨年度の講演も大変意義深いものであった。この機会に、スポーツ関係者に広く参加いただければと考えている。

⇒ (3)について承認

(4) 全県連絡協議会銀行口座（県委託料）のネットバンキング導入について

【事務局】

- 全県連絡協議会の会議費等については、県の委託料により運営している。
委託料の入金口座（三井住友銀行）については、来年度5月以降、スポーツ振興課が六甲アイランドへ移転予定であり、島内に同銀行の店舗がないことから、現金の引出し等の手続きが困難となることが想定される。
このため、委託料の口座に限り、ネットバンキングを導入したい。

⇒ (4)について承認

8 閉 会